

2 萬國動物命名規約批判

田 中 茂 穂

東京帝國大學理學部動物學教室

動物の種類を正視するには、リンネの「システム・ナツライ」第十版(1758年出版)によるので、それには二名法によることとなつて居る。これは極めて簡單で、如何にも事理明瞭であるやうであるが、さて案外さうでない。學名を作るのに統一を計るため萬國動物命名規約が出来たのであるが、これは條文三十六ヶ條から成つて居るが、その外に recommendations, resolutions, opinions などが加はり、殊に opinions は益々加はつて、私の手許にあるだけでも、opinions は 122 條の多きに上り、尙ほ益々増加せんとして居る。

命名規約そのものは大體に於て頗る結構であるが、さて是を運用するに當つて、種々の不便、矛盾などが出るのである。

先づ二名法の採用せられる物を考へて見ると、英國學術協會 British Association for the Advancement of Science が 1842 年に出版した條文(この中には推賞すべきものも多いが)に於て二名法を採用する時に正當の途を踏んで居たならよかつたが、此の時に大に方法を誤つたのである。分類に關する原理よりも是を創設した個人に重きを置いたのが失敗であつた。即ち「システム・ナツライ」第十版を基礎としないで、リンネの最終に出版した第十二版を出発點としたことである。それは誰もがする通り、リンネは改版毎に名稱を改變したものがあつた、甚しきは同一名稱を全く別の種屬へ當てはめたものがある。是れの結果は混雜を起すは當然のことである。

ダウインも既に其名著“Origin of Species”に於て、種類の外に亞種又は變種を認め、今日の多くの分類學者は亞種や變種を認めて居る。私の考では種類を正視するには飽く迄も二名式によるべきもので、三名式や四名式にすべきものでない。純學術上からは私は種以下を認めない、即ち亞種や變種を認めない。其理由は後日に譲り、斯様に始めて、生物進化の情態や、動物地理學が了解せられるが順序となることと思はれる。

これのみならず、私は亞屬, supergenus, 亞科, superfamily などを認めない。認めないといふ語は少々穩當でないが、斯様な段階を作る必要はないと思ふ。見方によつては群として包括する段階の種類を澤山造つた方が了解し易いやうにも見えるが、それでは幾階級を作つても際限なく種々の群としての階級を作りたくなし、斯様に階級が多くなると、頗る複雑することとなるためである。

また一方から見ると同一種内の品種の研究も必要である。同一種の中でも地理學的に變はつて居るものもある。是等を正視する必要がある。これがためには必要に応じて三名法、四名法などを使い、飼養動物の品種には五名法を使ふと明であると思ふ。然し、是等は根本の種類の識別をなすためのものではなく、寧ろ便法と考へるべきものである。これとしても必要であるのは、個體變化(私は地理學的變化も個體變化の一型と見、品種變化の一型と見て居る)を研究するに必要であるし、生理學や發育學の研究にも其研究結果に變化もあらうし、また構造上の個體變化と伴つて相當の變化も見られることもあらうと思はれるためである。

近頃新潟高等學校教授池田嘉平氏はイトヨ屬 *Gasterosteus*, トミヨ屬 *Pygosteus* に於て相當浩況に研究して居られるが、此成績はまだ途中かと思はれるが、中々有益で、これ等の地方的變化を正視するには三名法と四名法とで出来、飼養動物の品種には五名法で正視することが出来ると私は思ふ。例へば金魚の中の和金といふ品種を考へるに從來 *Carassius auratus* var. とした人が多かつたが、是では日本人にはわかるとしても世界的には何のことかれない。これを明に人々に示すには五名法がよい。例へば

和金を示すには (屬名) (種名) _____ wakin とでもすれば鮎の内の金魚の内で、和金のことであることが正視せられるのである。

萬國動物名規約があり、その外に萬國昆蟲學會、萬國鳥學會などもそれぞれの規があり、また我國の鳥學會にも申合せがあるやうであるが、固より是等は萬國動物命名規約と著しく違はないとしても、多少の相違があらうから、例將へば來動物圖鑑とでもや云ふうな書物が出版せられる時、是等の各部門の學者が別々に著述するとなると全く統一が取れないこととなる場合があらうかと思はれる。

萬國動物命名規約は前に述べたやうに大體に於て結構であるが、これを運用するに不便なこともありまた頗る便利なこともある。是等を一々述べるは大變であるから、其數個をここに述べて、諸君と共にいい智慧を絞り出して見たい、また智慧を拜借したいと思ふのである。

まづ第二條には、屬名は一名式、種名は二名式、亞種は三名式を用ひること”を書いてあるが、これは誠によい。ただ私は亞種を認めないから、若し是がよいとすると三名式は不要となる。

第十四條に“種名の作り方を擧げこれには第一に形容詞、第二に同格たる substantive (主格)、第三に substantive の genitive となつて居る。是は誠によい事であるが、此内でも substantive を使ふ時には、それが主格でも genitive でも、屬名の性によつて變化がなくて、都合がいいが、形容詞の時には屬名と其性とを一致せしめないといけないので、爰に時々不都合が出る。これは日本人に相當多いが、外國人でも隨分亂暴に取り扱つて居る人もある。斯様なことは或はつまらないことで、記憶力の濫費とも考へられないこともないが、學問として取扱つて居る以上、誤は許されないことと思ふ。

Apogon は語尾が *on* 故、男性であり、*Cstrociom* の語尾は *om* 故中性がある。是を羅馬字に書き代へてこそ兩者共同様に *on* であるから、語尾だけで、其性の見分けが付かなくなる。*Sphenodon* を往々中性(語尾を見ても、男性である)とし、*Sphenodon punctatum* と載せてある英文の教科書も往々ある。*Acheilognathus* (タナゴ屬) は語尾だけでは男性のやうだし、*gnathus* はギリシヤ語から出たものであるが、常識論を振り廻はすと、顎(ラテン語の *maxilla*) であるから、中性のやうに見られるが、字書であつて見ると女性である。それ故此屬の種名が或は男性となり、或は中性ともなつて居ることがあるが、何れも誤である。

此條文の recommendation には種名を付ける最良法が載せてある。それによると短く、語調のよく、發音し易いラテン語の形容詞となつて居るが、その外にギリシヤ語からラテン字になほしたものがいい。*misakiensis*, *cuvieri* などの種名は種名としての効力は頗る薄いものである。

第十九條には學名の付け方に、明にラテン語に書き代へた際の誤が明でなくば、原名稱を保存すべきであるとなつて居る。これは三十五條と其 recommendations とを對照すると、爰に頗る紛糾した問題が出る。そのため少々誤つて居ても命名者自身がこれを認めたことが明示せられない限り、原名を保存しようとするのである。例へば臺灣金魚(トオユウとも云ふ)の屬名は *Macropodus* であるが、これは *Macropus* の誤であることは既にギユンテルが発見したのである。然るに *Macropus* とすると、有袋類中の大カンガルウの屬名と同一となり、homonym として削除すべきである。これがため、homonym となつたものは更に是へ新名を付けるべきであるから、複雑するので、誤であつても其儘に襲用しようとする人が多いが、苟くも學問は誤を正すことが目的であるから、誤と知りながら其儘用ひるのはどうかと思ふ。*Macropus* が二つあつてもいいと思ふ。其内の一つは有袋類の、他の一つは魚類の *Macropus* とすればいいでは無いか。今日のやうに屬名が多く創設せられるとなると、單に屬名や科名だけを擧げて何部類のものかすぐにはわからないから、どうしても何類の動物と云ふことを附記する必要があるとすると、動物界の中に同一屬が二つや三つあつても敢て差支ないと思ふ。固より斯様なことは將來反覆しないやうに成るべく注意すべきことである。イシダイ屬は *Oplegnathus*, パシヨオカジキ屬は *Istiophorus* となつて居るが、是等は夫れぞれ *Hoplognathus*, *Histiophorus* と改すすべきものであらう。

カワハギの一屬 *Pachymathus* は *Pachygnathus* であらうから、斯様に改正すると、蜘蛛類の一屬 *Pachygnathus* の homonym となるから、その儘 *Pachymathus* で置いてあるが、是も *Pachygnathus* と改正し、蜘蛛類の一屬か魚類かと云ふ事さへわかればいいか。

第二十一條と第二十二條には命名者を附記する方法が書いてある。是を見ても學名へは必ず命名者を附記すべきものとはなつて居ない。私は出来る限り命名者を削除することにして居るが、我國の篤學者は命名者を必ず附記すべきものと思つて居るかも知れない。分類學者以外の形態學者などは“僅の勞力に對し不當な報酬”として此のやり方を嫌ふ人があるが、是は至極尤である。ただ命名者を附記して置くと、其人の發表した論文やその出版せられた日附の見當が略ぼ付くと云ふ利益がある。

第二十五條は命名先取權の Law である。原則として命名先取權を採用すべきであるが、さりとて巴里や伯林の古本屋であさつて、從來他人の接手しない古本を發見したとて、決して鬼の首を取つたとは考へられない。餘り斯様なことに熱中して、分類學其のもの本末を顛倒したり、分類學を紛糾せしめることには賛成が出来ない。また 1931 年一月一日以後に新屬新種を發表するものは必ず是が從來の近似屬や近似種との區別を書き添へるべきもので、是れのないものは假令新に發表したものでも是を認めないと言ふのであるが、是などは随分可笑しいもので、是を嚴密に履行しては却て紛糾の種を蒔くものではないかと思ふ。

若し此の申し合はせを嚴密に履行しやうと云ふならば將來新屬新種を發表せんとする人は萬國動物命名規約を必ず手に持つべきである。或は實際上斯くあるべきであらうが、命名規約を手に持つてない分類學者は相當多いやうである。

私自身の經驗を云ふと、ウサギザメ（北日本に特産するギンザメの種類）は *Chimaera barbouri* GARMAN, Feb. 1908 と *Chimaera spilota* TANAKA, March 15, 1908 との種名があつて、私の方は僅に一ヶ月發表が遅れて居るが、固より私の付けた名稱は前名のシノニムとなる。然しよく考へて見ると私の原稿は故恩師の手許に恐らく半年位は留まつて居たのであるから、事實上は私の方が先き新種であることに氣付いたと思はれる。しかし私としてはそんな野暮は云はない。誰れが命名しても、それが從來と違つたものであると云ふ事さへわかれば私は満足して居る。これが最も見易い在來種とシノニムにでもなれば、却つて恥辱となると覺悟せねばならぬ。またトラザメは *Catulus torazame* TANAKA, March 15, 1908 と *Sylliorhinus rulis* PIETSCHMANN, March 19, 1908 との二新名が發表せられ、後者は僅に四日だけ遅れて居る。我國では年度末と云ふ事が國家經濟に關係がある（外國でもさうであることもあらうかと思ふが）から、印刷の見本刷だけを三月三十一日に刷り上げ、眞の出版は少々時日の遅れることもあつて、斯様な時には我國の方が利することもあるが、私のは三月十九日の日付であるから、眞の發行日であらう。これとても私の原稿が半年以前に出て居るから、實際上を言つても私の方が早いとは思ふが、日付を見ると、一寸他人に對し私としては氣の毒に思ふ。しかし私は命名先取權で争ふのは愚と思つて居るから、是とても非常に嬉しいとは思はない。要は前の種類と同様に在來種のシノニムとならない點が最もよかつた事と思つて居る。

また page priority と云ふものがあつて、一行でも前に出て居る方を生かし、後に出た方を前種のシノニムとすることもあるが、都合によつては是も致方ないとして、斯様なことに餘り熱中しては分類學そのものの目的の本來を顛倒することとなる。

第二十六條には命名先取權の初をリンネのシステム・ナツライ第十版としてあるが、これもそれ自體は誠に都合がいいが、第十版はその時知られて居る動物全體に對して初めて二名式を採用したのではあるが、その以前に既にシステム・ナツライでも二名法を採用して居る部門（動物界中の）もあり、他の學者でも二名法を採用して居るものもある。リンネ以外の人でシステム・ナツライ第十版以前に二名法を採用して著述したものは削除するとしても、其二版又は三版がシステム・ナツライ第十版以後に出版せられたとすると、是を採用しないと云ふ譯にはいかないで、どれだけを採用し、どれだけを採用しないと云

ふ事に對しても、必しも諸學者の意見を凡て一致せしめられないこともある。ここへは第二十六條に關する私の意見をも添へたこととなつて居る。

第二十七條には命名先取權に關して、動物體の一部分又は或動物の幼型でも初めに發表したものがあらば、それが先取權を持つと云ふのであるが、これが随分不便である。何となれば動物の一部分、殊に破片を取つて研究したものでは往々にして標品が假令實際によく見て居る局部でも破壊して居ることもあり、見損ふ事もあらうから、従つて學名が往々にして不適當なものである事もあらう。また幼型の方が、其成型よりも前に發表したものなどは随分困るもので、例へばヤツメウナギ屬 *Petromyzon* LINNAEUS, 1758 は成型へ付けた名で、幼型へ付けた屬 *Ammocoetes* (Duméril) CUVIER, 1817 (type *Petromyzon branchialis* LINNAEUS, 1758) は後に出て居るので、*Ammocoetes* は消えるため幼型の時に *Ammocoetes* stage などと云つて少しも不都合はないが、アナゴ屬では幼型では *Leptocephalus* (GRONOWA, 1763) は幼型で、*Conger* (Houttuyn, 1764) は其成型であり、是れの type は *Muraena conger* LINNAEUS, 1758 であるが、*Conger* 屬はその後、數多の屬にわけて居る。兎も角も *Conger* 屬は消えるべき筈であるが、是を消して *Leptocephalus* 屬を復活せしめると、幼型を特示する便法もなくなり、色々の不便も出るから、明に幼型とわかつたものは、それが假令其成型に付けた別名の屬が後に出たものとしても、成型を特示した屬名を擧げて置きたいと思ふ。

第三十四條には homonym となつた時に、是を棄てることが書いてあるが、これの取捨は相當考慮すべきであらう、兎も角吾々後進者としては homonym を反覆しないように注意すべきことである。道徳上の條文として、「現在生存して居る或學者の付けた新名が、他の學者に於て homonym と氣付いた時は先づそれに就いて私見を述べる前に、原著者に忠告を發し、其人が他の新名を付けるべき機會を與へるべきである」と決議してあるのは、誠に當然のことと思はれる。

第三十五條の内には微細な誤又は相違は是を一定し、改正したために homonym となれば是を棄てるべきを説き、第三十六條には餘り訂正過ぎて homonym にしないやうにしようと云ふ事を書いてあるが、前に述べたやうに私は誤を存續すべきものでなく、訂正のため homonym になるのは致し方もないと思ふ。是がため homonym となつたものをどう取り扱ふかと云ふ事は前に述べたから、爰には反覆しないこととする。

爰に擧げるべき例としては GARMAN の大著 *The Plagiostomia (sharks, skates and rays)*, 1913 を見ると、日本産のもの内、*japonicus* 又は *japonica* の種名を採用したものは六種、*japonicus* 又は *japonica* の種名を採用したものが二種である。此内、*japonicus* 又は *japonica* は明に誤記であるから、訂正してもいいのであるが、成るべく原名を變更しないやうにしたのであらうが、斯様な事は吾々後進のもの“記憶力の濫費”以外何の効もないと思はれる。

斯様に考へると、随分動物命名規約を運用する上に不便があると云ふ事がわかる。固より動物命名規約そのものは結構であり、大體として私も賛成であるが、此規約は寧ろ後進のものが動物に學名を付けたら、又は從來付いた學名の意義を知るには最も都合のいいものである。

私の講演後丘(淺次郎)先生の話として、「昔、モオス氏が動物の薄つぺらな教科書を書いた時、其文章の流暢と挿畫とは頗る敬服させられたが、其中にある學名の處では、學名は時に變更せられるから、それよりも變更せられない俗名を使つた方がいいと書いてある」との事であつた。是も多くの場合、斯様に思はれる。實際學名は名稱を一定しようとして、却つて亂雜に陥つて居る。魚類では色々の魚に種々の方言があるし、老幼によつて名稱も違ふことがあるので、頗る複雑するから、所々で俗名の統一を唱へる人があり、現に米國カリフォルニヤ州の水産局では、俗名の統一を計つて居るのであるが、是とても往々にして都合のわるいことがある。それは東京のクロダイと關西のチヌとは必しも同一種でないことがあつて、是がため、名稱を統一せられては却つて困るのである。それは東京にはクロダイは多いが、是に近

いキビレは頗る少いため、クロダイ類は一種と思つて殆ど差支ないが、關西ではクロダイもキビレも殆ど同様に多いから、單に關西でチヌと云ふ時には其内の何れかが明でない。更に大阪のホンチヌはクロダイで、高知のホンチヌはキビレの方である。また中には東京のものと九州のものが同一種か別種か明でないものもあつて、夫々別の名稱がある場合には、却て方言を保存して置いた方がいいのである。

稍や奇矯な言葉を用ひて相濟まないが、徒に學名を種々と變更するのは面白くない。往々にして當人の玩弄物視するがやうに思はれることがあつて、斯様になつては學問も淡季の時期を辿りつつあるものと言はれても辯解の辭はあるまいと思はれる。

終に九州帝國大學教授江崎梯三氏から、萬國動物命名規約中、新しく加はつた部分や、改正せられた部分を教へて頂いた。爰に厚く感謝の意を表します。

(七年四月例會講演要旨)

九州有明海の魚類の分布の理由

田 中 茂 穂

東京帝國大學理學部動物學教室

これは富山一郎氏と共著として動物學會四月例會に私自身が述べたものであるが、事柄が「理由」といふやうなものであるので、共著としては將來手遊びがないとも限らない。それで各自の立場を公平に且つ自由にするため、私一人の考として爰に豫報することとする。此點を惡からず御諒承を願ひたい。此問題は相當面白く、今後尙ほ相當の年月をも要することであるから、尙更私一人の考とし、無論富山氏の研究した資料をも織り込んで述べることにする。

從來數回に亙つて私自身が可なり験べたが、如何にも興味が多いので、昭和六年度には私と富山一郎氏と二人で學士院からの補助によつて可なり詳しく験べて見た。爰に厚く同院に感謝の意を表する次第であります。然かしまだまだ験べることが多いのであるが、今は一と先づ資料の整理に急いで居るのである。

爰に一つ御斷りすることは凡て或地方の動物相を見る時、其地方に多いものはすぐ眼につくが、稀なものとか、殆ど全く無いものはそれが果して左様であるかを決定するには色々な方法を採用すべきであつて、輕々に推定すべきことでは無いことである。

有明海は筑紫灣、筑紫の海、筑紫海、島原海灣(此の最後の名稱は海運で用ひて居る)などとも言はれるが、矢張り有明海と云ふのが最も普通に行はれて居る名稱である。ただ有明灣と云ふのが九州の東南隅にあつて、是は宮崎縣南那珂郡と鹿兒島縣曾於郡、同縣肝屬郡とで圍まれて居るのが、無論是ではない。

有明海は福岡、佐賀、長崎、熊本の四縣で包まれて居るもので、藤森三郎氏の調査によると次の通りである。

有明海は逆に向けた F 字形で、早崎瀬戸によつて天草洋に通じ、三角の瀬戸及び柳之瀬戸によつて八代海に通じ、總面積十五萬九千六百三十八町歩(又は 102.65 平方里)、此の内干潟の總面積三萬三千七百四十六町歩(是は全面積の 21.1%)、干潟とならない面積は十二萬五千八百九十二町歩(全面積の 78.9%)で、細別すると、